

稲城市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

稲城市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	2
第2章	共通計画について	2
1	共通計画の基本理念	2
2	共通計画の体系と目標（「基本目標」と「施策」）	2
第3章	市の取組みの方向性について	4
1	市の中核機関の考え方	4
2	市の取組内容	4
3	進行管理	4
第4章	資料編	5
1	計画策定体制	5
2	主な用語について（五十音順）	5
3	計画の主な事業見通し	8
4	権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ	8

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

高齢社会の進展等に伴い、認知症や知的障害その他の精神上的障害などで判断能力が十分でないことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支えていく権利擁護支援のあり方が大きな課題となっています。

権利擁護支援の一つの手段である成年後見制度について、利用を促進するとともに、意思決定支援・身上保護を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。その中で市町村は、成年後見制度を利用しやすい体制や権利擁護支援にかかる機能の段階的・計画的整備に向けて、区域における成年後見制度利用促進に関する基本計画を定めるよう努めることとされました。

市では、近隣4市（調布市、日野市、狛江市、多摩市）と共に、福祉的な配慮に基づく成年後見事務を主業務とする一般社団法人として平成15年7月に多摩南部成年後見センターを設立し、共同で運営を行っています。これまでの多摩南部成年後見センターでの協働の実績を生かしながら、5市と多摩南部成年後見センターが協働して権利擁護支援や成年後見制度の運用体制整備を進めていくために、5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」という。）を令和2年3月に策定したところです。

共通計画では、基本目標ごとに「施策」及び「取り組みの方向性」を示しており、各市で取り組む内容については、それぞれの実情に応じて段階的計画的に取り組むこととされています。

本計画は、判断能力が十分でない方が地域でその人らしい生活が送れるよう、市における権利擁護支援体制を整備するとともに、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を図るため、共通計画の内容を踏まえつつ市としての取組みについての方向性を示すことで、共通計画と一体を成すものとして策定します。

2 計画の期間

令和3年度～令和5年度

3 計画の位置付け

本計画は、5市における共通の目標を示す市町村計画である共通計画と一体を成す計画であり、共通計画と合わせて成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村の基本的な計画と位置付けられます。福祉分野の上位計画である「第三次稲城市保健福祉総合計画」と調和・連携を図るとともに、稲城市社会福祉協議会の住民活動計画「ハートフルランドいなぎ」等との連携を図ります。

また、令和5年度の見直しを「第四次稲城市保健福祉総合計画」の策定と並行して実施し、必要な施策を保健福祉総合計画に反映することで、令和6年度から本計画を保健福祉総合計画に組み込みます。

第2章 共通計画について

1 共通計画の基本理念

共通計画において、5市では、地域共生社会の実現を目指した、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を次のように設定しました。

(共通計画の基本理念)

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

2 共通計画の体系と目標（「基本目標」と「施策」）

共通計画では、基本理念のもとに、目指すべき5つの基本目標を設定し、各基本目標のも

とに、目標実現に向けた施策を設定しました。この基本目標は、5市が目指す共通の目標であり、施策は基本目標を実現していくための施策の目標と位置付けられています。

(共通計画の体系 基本目標と施策)

基本目標 1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

施策 1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実

施策 1-2 5市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

基本目標 2 本人意思を尊重した切れ目のない相談の充実【重点】

施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備

施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討

施策 2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みの整備

施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

基本目標 3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

施策 3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化

施策 3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みの整備

施策 3-3 市民後見人の育成、活動支援の実施

施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ、活動支援の実施

施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談、支援等の検討

基本目標 4 後見人等への支援の充実

施策 4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援

施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

基本目標 5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化

施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用

施策 5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

第3章 市の取組みの方向性について

1 市の中核機関の考え方

5市で共通する課題に広域に取り組む「多摩南部成年後見センター」と、身近な地域の相談支援を行う「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」及び市が機能を分担した形式の中核機関の整備を進めます。今後、機能分担のあり方などについて検討を行うとともに、各主体が適宜連携して権利擁護支援や成年後見制度の必要な方を適切に支援するための取り組みを進めていきます。

2 市の取組内容

市では、共通計画で示された基本理念、基本目標について共有するとともに、必要な施策を推進していきます。また、中でも重点的に取り組むべき内容について以下に示します。

- ・判断能力が十分でないことから、日常生活をその人らしく送ることができない方に対する権利擁護支援の必要性や、権利擁護支援の仕組みの一つである成年後見制度の利用に関する理解を促進するための広報活動を進めます。また、本人や親族の方などからの相談対応や申立て支援の体制づくりを進めます。(共通計画施策1-1・1-2・3-1関連)
- ・成年後見制度の市長申立てについて、申立ての要否及び相応しい候補者等を組織的に検討し判断する場として「市長申立て検討委員会」の整備を進めます。(共通計画施策2-3・3-2関連)
- ・権利擁護支援の必要な方の発見および支援を各関係機関で連携して行うための「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の体制整備を進めます。(共通計画施策2-1・5-3関連)

3 進行管理

共通計画における振り返りに合わせて、市の取組の進捗について振り返りを行い、その結果を踏まえつつ計画の推進に努めます。

第4章 資料編

1 計画策定体制

市の関係部署（生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課）、稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ、多摩南部成年後見センターで構成される策定委員会において検討を進めるとともに、稲城市保健福祉推進委員会において審議を行い、策定を進めました。

その他、検討にあたっては市内の法人後見実施機関等へのヒアリングを実施し、ご意見をいただきました。

2 主な用語について（五十音順）

【意思決定支援】

認知症、知的障害、精神障害等で自己決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることを可能とするような支援の行為及び仕組みのこと。

【権利擁護支援】

虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済をすること。また必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり、本人が福祉サービス等を使う場合に相談や助言をすること。さらには、金銭管理や社会保険料や税金等の支払いを代行することなど、本人の権利行使を支援すること。

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】

支援の必要な方が、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の制度を利用することができるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。

【市民後見人】

社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者のこと。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。成年後見制度には、法定後見制度（本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度）と任意後見制度（本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ任意後見人に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度）の2種類がある。

【成年後見制度の市長申立て】

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市長が申立てを行う仕組みのこと。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の利用に当たって必要となる経費を助成する制度のこと。（申立てに要する経費、成年後見人等への報酬等）

【地域福祉権利擁護事業】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を市区町村社会福祉協議会等が実施しているもの。

【中核機関】

権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のこと。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されている。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められている。

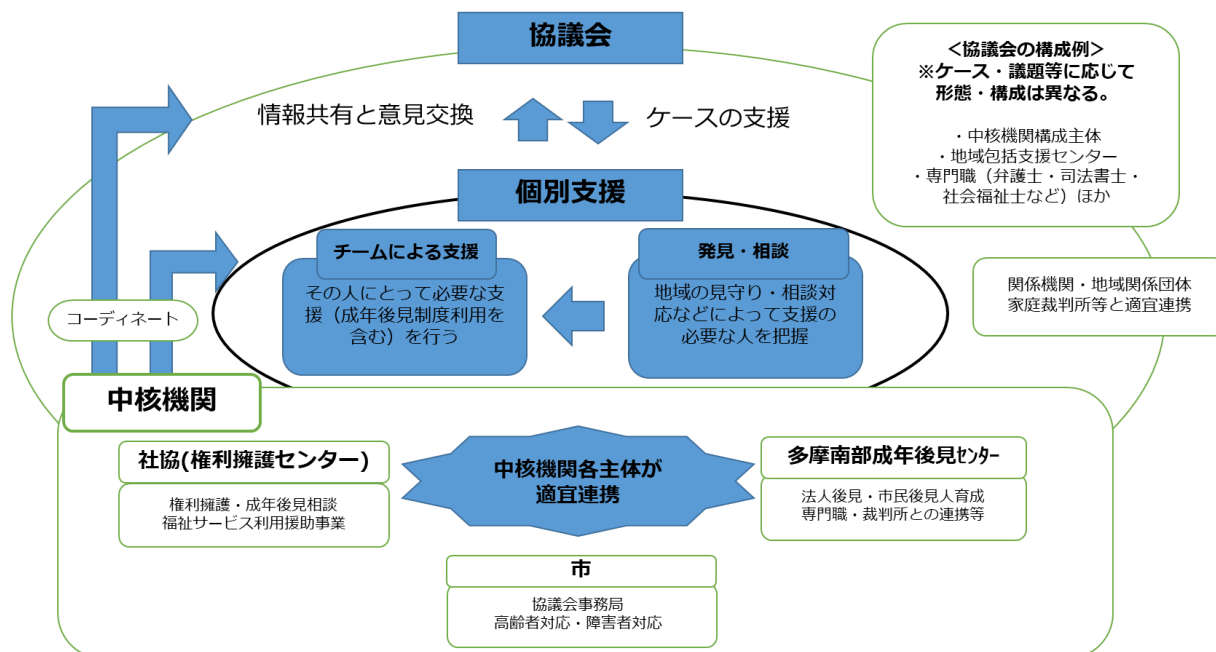
【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、家族、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

3 計画の主な事業見通し

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中核機関の整備推進	中核機関の機能分担について関係者協議	中核機関の整備	
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	地域連携ネットワークのあり方について関係者協議	地域連携ネットワークの構築 (協議会機能の整備含む)	
広報活動・普及啓発の充実	広報媒体・内容の検討および見直し		
相談等の体制づくりの推進	現状の相談等の体制の点検・課題整理	相談対応の充実等に向けた検討及び取組実施	
市長申立て検討委員会の整備	関係者協議および試行	市長申立て検討委員会の設置	

4 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



稲城市成年後見制度利用促進基本計画

発行年月： 令和3年3月

編集・発行：稲城市福祉部生活福祉課

〒206-8601 稲城市東長沼 2111

TEL：042-378-2111(代表)

FAX：042-378-5677